四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
滝ケ谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地
福井県敦賀市田尻
六三番から六九番まで
七〇番一及び七〇番二
七一番及び七二番
一二二番五二から一二二番六五まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
福井県敦賀市田尻
四五号ヲゼガ谷　一号
一番地先道路敷　二十五号
四〇号滝ケ谷口　二十六号
五番　二十号
五八号西山　五〇番二　二十一号及び二十二号
五一番五
五一番七　二十三号
六〇番一　十四号から十九号まで
六四番　十三号
七七番　九号
八〇番一　三号から八号まで
八一番地先道路敷　二十四号
八二番　二号
九六番　十号及び十一号
一二二番六二　十二号
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
岡ノ奥川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうち、その接している区間の道路敷
福井県三方上中郡若狭町無悪
四五番地　一九番
四五号岡ノ奥　二一番及び二二番
二四番から二八番まで
二九番二
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
福井県三方上中郡若狭町無悪
四五号岡ノ奥　八番一
一六番　二号
一九番　三号
二〇番　四号
二一番　五号及び六号
二二番　七号
二三番　九号及び十号
二四番　八号
一番　十一号
四番一　十二号
一一番二　十三号
一二番　十四号
二〇番四　十五号
六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
長渕谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
福井県大飯郡おおい町名田庄久坂
三七号登り尾　一五番から一九番まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
福井県大飯郡おおい町名田庄久坂
二七号新開　一番
二八号新田　一番一地先道路敷　一号
二番　十四号
七番五　十一号
七番一〇　八号
三七号登り尾　五番　九号及び十号
六番二　五号
八番　六号
一〇番　七号
一六番　十三号
一九番　四号
福井県大飯郡おおい町名田庄挙野
三四号登り尾　一番　二号及び三号
十二号

○国土交通省告示第七百十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年七月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
東手野川2支川
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線、標柱四号と五号を平成二十五年国土交通省告示第二百四十六号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱五号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を平成四年建設省告示第四百三十二号で指定した同号三に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
熊本県阿蘇市一の宮町手野
字平園　一五〇八番一地先水路敷　一号
一五〇八番一　二号
一五〇九番　三号
一五一〇番地先道路敷　四号
一四九〇番二地先道路敷　五号
一五〇八番三地先道路敷　六号
一五四九番五地先道路敷　七号

○東北地方整備局告示第百五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十六年東北地方整備局告示第七十号の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月一日

東北地方整備局長　小池　剛

別表の項中「指定をした日」を「平成二十六年六月二十一日」に改める。

○中国地方整備局告示第百二十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年七月一日

中国地方整備局長　栗田　悟

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
百八十八号　柳井市柳井字稲積一二番二三から同市柳井字岸ノ下一三四番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年七月一日

○中国地方整備局告示第百二十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月一日

中国地方整備局長　栗田　悟

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
尾道市平原三丁目八五番三から同市平原三丁目八五番一七まで	前	三九・〇〇～七六・一〇メートル	三八・二〇～五三・八〇キロメートル
	後	三九・〇〇～七六・一〇メートル	三八・二〇～五三・八〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

○国土交通省告示第七百十二号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条の十において読み替えて準用する同法第四十四条の規定に基づき、登録建築物調査機関から建築物調査の業務を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十六条の十において読み替えて準用する同法第五十条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十六年七月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録建築物調査機関の氏名又は名称及び住所
前田建設工業株式会社　東京都千代田区猿楽町二丁目八番八号
二　変更する年月日
平成二十六年七月二十二日
三　変更後の建築物調査の業務を行う事業所の所在地
本店　東京都千代田区富士見二丁目十番二号